

近現代史(13)「19世紀ドイツ帝国」

1. ドイツ帝国の特徴

○ドイツ帝国

- ・1871年、普仏戦争でナポレオン3世撃破後[①]でヴィルヘルム1世が皇帝に即位。
- ・22の君主国・3自由市・帝国直轄州アルザス=ロレーヌで構成された連邦制の国家

○ドイツ帝国憲法 1871年4月発布

・二院制議会

・[②]：22の君主国と3自由市の代表から構成

・[③]：議員は25歳以上の男性普通選挙により選出。

□[④]：帝国宰相は皇帝にのみ責任を負う外見的な立憲制

2. ビスマルク内政

(1)[⑤]

- ・統一後に南ドイツを基盤とするカトリック政党である[⑥]がビスマルクに対抗
⇒ ローマ教皇ピウス9世の死(1878年)によって自然消滅

(2)[⑦]

- ・1878年制定。皇帝狙撃事件を口実にして、社会主義政党を弾圧
- ・ビスマルクの産業保護政策により第二次産業革命が進展し、労働者の数が増大！
⇒[⑧]らの全ドイツ労働者同盟(協会)と[⑨]らの社会民主労働者党(アイゼナハ派)が合同して、[⑩]を結成。ゴータ綱領を採択していた。

(3)[⑪]

- ・1879年制定 → 重化学工業とユンカーの利益保護のための政策
- ・資本主義が急成長！ 一方で労働者の増加により社会主義政党も勢力を伸ばす

(4)[⑫]

- ・労働者を国家に統合させ国民意識を確立するため、労働者を保護する[⑬]を実施
- ・労働者を社会主義運動から切り離す目的もあった。
・疾病保険(1883)、災害保険(1884)、養老保険(1889)など

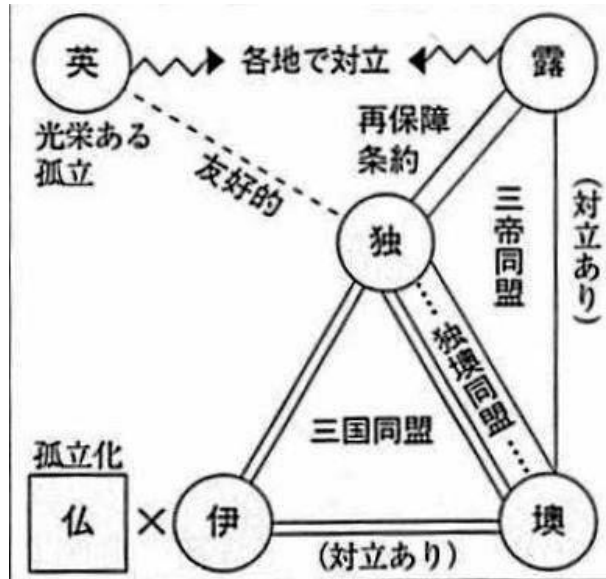
● ビスマルクの国内政策



3. ビスマルク外交

☆ビスマルク外交のポイントは「⑭」。複雑な同盟関係を結んでビスマルク体制を形成した。

☆イギリスは「光栄ある孤立」を保っていたが、ビスマルクは友好親善関係を結び、仏との接近を防いだ。



○1873 ⑮ : 独・奥・露

↓ ※しかし露と奥はバルカン半島においてパン＝スラヴ主義とパン＝ゲルマン主義のもとで激しく対立。

○1878 ⑯ : 露土戦争の戦後処理

- ・サン＝ステファノ条約によりロシアの南下政策が実現してしまったので、英・奥が反発し、開催。
- ・ビスマルクが「公正な仲買人」と称して調停した。
- ・ロシアの南下政策は挫折。英は⑰、奥は⑱を得た
- ・不満を持ったロシアは三帝同盟を中断した。

○1879 ⑲ → 1881 三帝同盟復活

- ・三帝同盟中断後、プロイセンとオーストリア間で独奥同盟を結成。
 - ・ロシアがベルリン会議の決定に不満を持ち、しだいにドイツから離れていくことに備え、ロシアからの攻撃に対して全面的な相互援助を約束。1918年まで存続。第一次世界大戦の原因ともなる。
- ・ビスマルクは再びバルカン問題を調停して三帝同盟を復活。

○1882 ⑳ (~1915)

- ・イタリアは㉑をねらっていたが、フランスが先に植民地にしてしまったので、不満を持ちドイツに接近。ドイツ・イタリア・オーストリアで三国同盟を結成。
- ・未回収のイタリアをめぐるイタリアとオーストリアは対立。第一次世界大戦の時、イタリアは未回収のイタリアにつられて㉒により協商国側で参戦した。

○1887 三帝同盟解消 → ㉓

- ・バルカン問題でオーストリアとロシアが対立を深めて三帝同盟は解消してしまった。そのためロシアとフランスが接近するのを防ぐため、ビスマルクがロシアと秘密条約を結んだ。
- ・両国のいずれかが攻撃を受けたとき、互いに中立を守ることを約束した。

フランスはビスマルク在任中に国際的孤立状態から脱却できなかった